

学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

- (5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

学習指導要領解説

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

障害者の生涯学習啓発リーフレット「【わかりやすい版】だれでもいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」

趣旨・ねらい

- ✓ 障害のある・なしに関係なく、学校卒業後も学び続けることができる「生涯学習」について、特別支援学校等の生徒を主な対象に想定したリーフレット。
- ✓ 学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学びの場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけとして活用・配布していただくことを期待。

構成内容

- ✓ 全16ページ構成のリーフレットの主な内容は以下の通り。
- ✓ P3～6:学校卒業後の障害のある人を対象として実施されている生涯学習の事例を掲載。公民館などの地域の社会教育施設や大学で学べる活動を紹介。
- ✓ P7～10:ワークシートになっており、得意なこと、好きなこと、将来の夢を考えることを通じて、卒業してからやりたい生涯学習を考えてみることを目的としている。
- ✓ P11、12:国、関係機関など社会全体が、障害のある人の生涯学習を応援していることを伝える。

配布方法

- ✓ 文部科学省ホームページからダウンロード可能➡



授業などで使用したい場合は、文部科学省障害者学習支援推進室までご連絡ください。製本されたリーフレットをお送りさせていただきます。

【本リーフレット掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html



障害者の生涯学習啓発リーフレット「【わかりやすい版】だれでもいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」

P1～P6 学校卒業後の学びの場の事例を紹介

Introduction

卒業してもたくさんある、
学びの場

▶ 私たちは、学校で長い間、学んできました。だから、「勉強は学校でするもの」、「卒業したら学ぶ機会はなくなる」と考える人も多いかもしれません。

▶ でも、実は、**卒業しても学び続けている人はたくさんいます。**大人になってからも同じ趣味をもった人たちが集まって活動をしたり、ボランティア活動をしたり、アートやスポーツを楽しんだりしている人がたくさんいます。

あなたの住む街にもダンスや料理、生け花や書道、パソコンや絵画など、たくさんの学びの場があるはずですよ。

こうして**学校以外の場でも学ぶこと、人生を通して学び続けること**を、**生涯学習**といいます。

▶ 新しいことを学んだり、自分の好きなことに取り組んだりするのは、とても楽しいですよ。

生涯学習は、こうした「楽しさ」を実現できるんです。

学校を卒業してからも、障害のある人もない人も共に学び続けることができる社会を僕は目指しています。

P11～P12 社会全体で応援していること、その役割を伝える

それぞれの役割

国

- ▶ 生涯学習をどのように促めていけばいいか、考えたり、仕組みをつくりたいです。
- ▶ 都道府県や市町村などが生涯学習を進められているか調べます。
- ▶ 障害について多くの人に知ってもらいます。
- ▶ だれでもいっしょに学べる環境をつくることを目指しています。

都道府県や市町村

- ▶ 障害のある人が生涯学習について希望していることや困っていることを相談でき、それを解決できる環境をつくりたいです。
- ▶ 生涯学習の情報を広く伝えます。
- ▶ 生涯学習をできる場が少ないなら、施設や団体と協力しながら学べる場所を増やしています。
- ▶ 生涯学習をどうするか計画や目標を決めます。

特別支援学校など

- ▶ 生徒が「生涯学習をやりたい」と思えるようにします。
- ▶ 卒業してからも学びつづけられるよう、卒業したあとに行く会社や施設と協力します。

障害のある学生のサポートをします。

地域の団体など

- ▶ 生涯学習をした人たちのための学びの場をつくりたいです。
- ▶ 生涯学習の情報を役所やほかの団体に伝えます。

会社など

- ▶ 障害のある人も仲間として受け入れていっしょに働きます。
- ▶ 働いている人が自分の力をばして仕事にいかすことができるよう、生涯学習をサポートします。

P7～P10 授業での活用を想定したワークシート

ワークシートに書いてみましょう

自分がやってみよう

自分がやってみよう
生涯学習を
考えてみましょう

▶ ここまでは、生涯学習ではどんなことができるか、見てきました。

▶ ここでは、これから自分がやってみよう生涯学習のことを、一緒に考えてみたいと思います。

自分がどんな生涯学習にチャレンジしてみたいか考えてみましょう。

▶ 周りにいる友達や先生などと相談してみてもいいですね。

書いてみよう

▶ はじめに、自分が得意なこと、好きなこと、「これをしているときがいちばん楽しい」と思えることを自由に書いてみましょう。

生涯学習を支える支援者のみなさまへ

▶ 学校を卒業した後も、身近で学べる機会はたくさんあります。しかし、障害のある人が学べる場が十分にない、あるいは配慮されている場が少ないのが現状です。

そのため、地域に障害のある人が学ぶことができる機会をつくり、伝えていくことが重要ですよ。

P13～P14 生涯学習を支える支援者に知っておいてほしいこと

▶ 生涯学習は、学びたいことを学ぶ、やりたいことをやるというものです。

そのため、障害のある人自身にも「自分はこんな学びがしたい」と希望を伝えてもらうことも必要ですよ。

▶ 特別支援学校では、在学中から、生徒たちの生涯学習に興味を持ってもらえるような指導を行っていただくことが期待されています。

また、個別の教育支援計画の作成等を通じて、特別支援学校、地域の福祉施設や企業などとの連携を進め、卒業後も安心して学び続けられるようにしていくことが求められています。

障害者の生涯学習啓発リーフレットの特別支援学校（知的障害）高等部での活用例



ホームルーム活動

> 特別活動として

将来における自己実現に関わり、一人一人の主体的な意思決定が大切であることを学ぶ。

> 具体的には

- ・ 高等部卒業後の社会生活においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりすることが大切であることを学ぶ。
- ・ さらに、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行する必要があることを学ぶ。
- ・ その上で、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことが大切であることを学ぶ。



将来、一人暮らしをしてみたいと思いますが、一人で料理やお金の管理がきちんとできるか不安でした。調べてみたら、住んでいる市にも青年学級があるみたいだから、卒業したら学びに行きたいと思いました。

（冊子3ページを学習したAさんの感想）



<根拠規定>

特別支援学校高等部学習指導要領第5章で準ずるとしている高等学校学習指導要領第5章【高等学校学習指導要領第5章第2〔ホームルーム活動〕の2の(3)のア】

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

教科「職業」

> 教科「職業」として

職場で働くことを中心とした生活をする上で求められる、休日の有効な生かし方などについて学ぶ。

> 具体的には

- ・ 公共施設が提供しているサービスや、地域のサークル活動などを利用することにより、休日を有効に生かすことができることを学ぶ。
- ・ 職場によっては、レクリエーションやサークル活動、福利厚生施設が整備されていることを学ぶ。
- ・ その上で、自分の生活やニーズに沿って、これらを組み合わせて利用するなど、休日の計画的な過ごし方を考える。



部活動でダンス部に入っていて、卒業するときにダンスをやめないといけなかったのですが、社会人が入れるサークルがたくさんあるんですね。仕事が休みの日は、ダンスでリフレッシュできそうです。

（冊子10ページに書かれたBさんの思い）



<根拠規定>

【特別支援学校高等部学習指導要領第2章第2節第1款〔職業〕の2の〔1段階〕(2)のAのイの(1)の㊸】

イ 職業

(1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

㊸ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。

新規

アドバイザー派遣



- ① 障害者の学習支援の専門性を有する者
- ② 大学等の有識者
- ③ 先進的な取組を行ってきた事業受託団体のコーディネーター等

ご利用ください!

技術的支援
年間複数回・
複数箇所に派遣

相談

委託事業実施に関わらず、
新しく取組を開始したい自治体等

経験の浅い自治体のスタートアップを積極支援!

文部科学大臣表彰



(令和4年度12月6日表彰式)

障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体を表彰。

地方自治体や関係機関からの推薦された地域で長年にわたる功労や功績が認められる取組や今後の展開が期待される取組に光をあて、支援活動の普及や障害者の学習機会拡大を促進。

担当者連絡会 (R6.2.20オンライン開催)

対象：各地方自治体で障害者の生涯学習支援や施策の推進に携わる担当職員等

趣旨：各地方自治体における障害者の生涯学習推進に係る知識や自治体の取組事例のを紹介し、施策推進上の課題や工夫を共有する機会とする

コンファレンス・フォーラム

令和元年度より障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国で開催 (R4年度12箇所) し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害理解の促進や、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の充実を目指す。

令和4年度のコンファレンス開催12箇所中、都道府県 (教育委員会含む) による開催6箇所

- ・北海道教育委員会・秋田県教育委員会・東京都教育委員会
- ・兵庫県教育委員会・大分県教育委員会・宮崎県

例1 障害者の学びのニーズや学びの成果としての社会参加機会の創出に向けて、障害者本人による学びの成果発表や思いの表現等の機会を設定

例2 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

例3 各テーマ (学びの場の類型、障害種、実施主体等) ごとの分科会の開催、関係者のネットワーク構築に資する交流機会を設定

「障害者の有無を超えて、共にまなび、つくる共生社会フォーラム」
～超福祉の学校@SHIBUYA～

従来の障害福祉や教育の枠に収まらない多様な方々がシンポジウムに登壇。全国各地の具体的なアクション、生涯学習や教育に関する最新事例について、渋谷からオフ&オンラインで全国に発信。

<https://peopledesign.or.jp/school/>

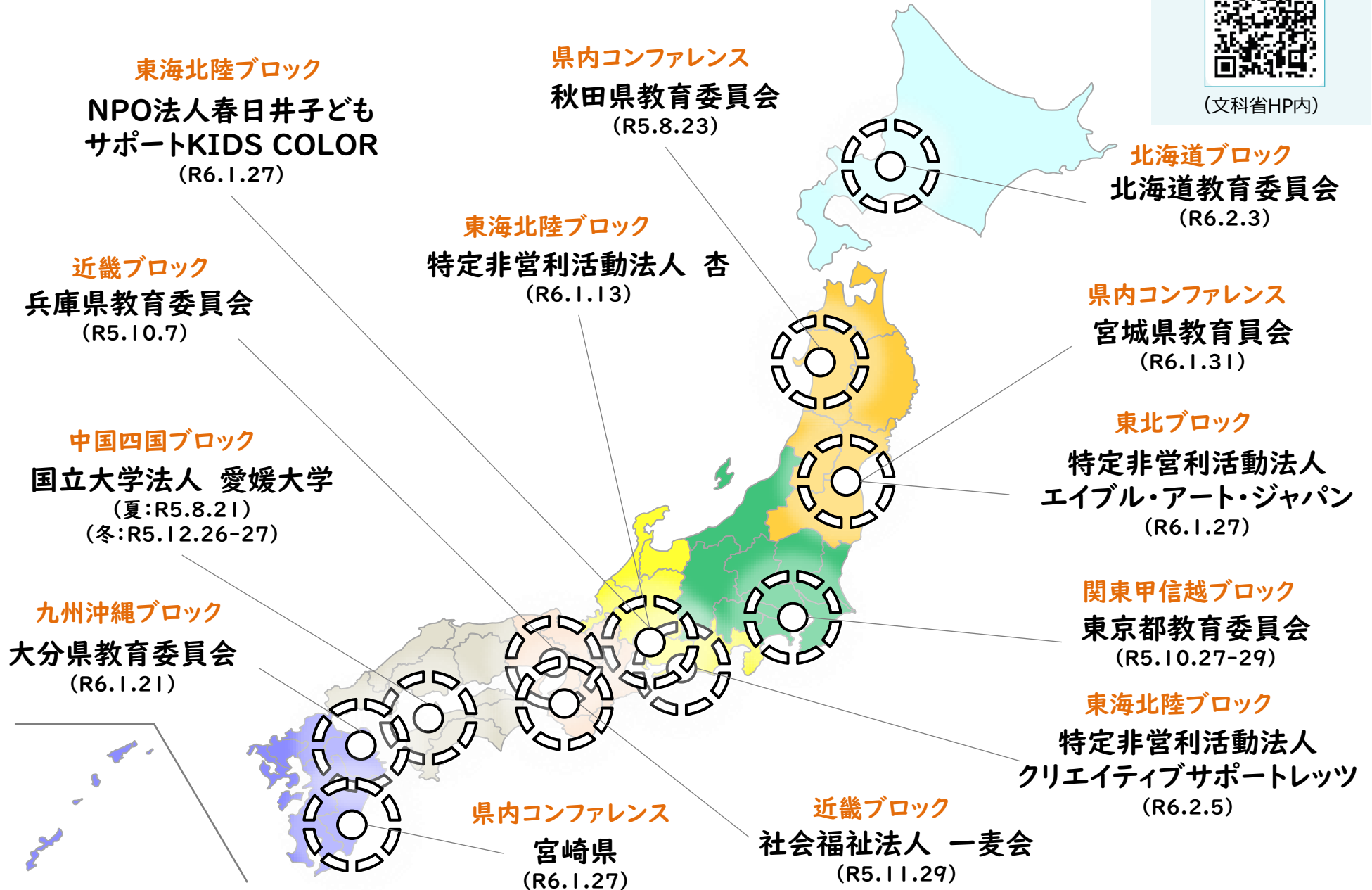


令和5年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」

共に学び、生きる共生社会
コンファレンスの紹介



(文科省HP内)



学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和6年度予算額（案）

1.36億円

（前年度予算額）

1.41億円



現状・課題

- ・障害当事者にとって、生涯学習機会が少ない。どのような学習があるか知らない。
- ・自治体における障害者の生涯学習活動のため持続可能な体制が整っていない。
- ・障害/障害者の学びに関する理解を深めていくことが必要。
- ・「合理的配慮」の義務化（改正差別解消法）、「情報保障」の確保の法制化（情コミュ法・読書バリアフリー法）

事業内容

「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～」(令和4年度)

① 障害当事者の声（アンケート調査）

- ・生涯学習機会が「十分にある」・「ある程度ある」 38.2%*
- ・現在生涯学習に取り組んでいる 20.7%
- ・生涯学習に取り組んでいない理由：
どのような学習があるのか、知らない 55.8%

*参考：平成30年度調査：「とてもある」「ある」34.3%

- ### ② 自治体への調査
- 障害者の生涯学習に関するコーディネーターがいる。*
- 都道府県 46.3%
 - 市区町村 16.1%

*参考：平成29年度調査
都道府県 2.9% 市区町村 4.2%

現状分析・
課題整理

1. 生涯学習を通じた 共生社会の実現に関する調査研究 3百万円（3百万円）

テーマ別の調査研究を実施し、障害者の生涯学習に関する現状分析、課題整理を行う。

例：地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査（R4）、重度重複障害児等の生涯学習に関する実態調査（R3）など

2. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 108百万円（116百万円）

課題解決に資する実践研究を実施。都道府県レベルの持続的な体制整備、市区町村と民間団体等との連携及び大学等による多様なプログラムの開発・実証を支援し、好事例やノウハウを蓄積する。

持続的な体制整備

- (1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築
・都道府県(指定都市)におけるコンソーシアム形成。都道府県(指定都市)が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が連携構築

単価:620万円/件 件数:10箇所 対象:都道府県、指定都市

生涯学習プログラムの開発・実施

- (2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進
・市区町村と民間団体等の連携による多様な学習プログラムの開発・実施
・重度重複障害者向けの訪問型学習プログラムも対象

単価:130万円/件 件数:30箇所 対象:市区町村、民間団体等

- (3) 大学・専門学校における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築
・大学等における専門性を活用した学習プログラムの研究・開発
・学生の参画による、若年層への障害理解を推進するプログラムの実施

単価:150万円/件 件数:6箇所 対象:大学、専門学校

合理的配慮/情報保障による
学習プログラムの実証も実施

3. 普及・啓発活動の強化 24百万円（22百万円）

障害者の生涯学習活動を広げるため、1.の調査結果や2.の実践研究の成果を発信/水平・垂直展開するコンファレンス等を実施するとともに、アドバイザーの派遣を行う。

(1) 障害者参加型フォーラム

障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向け、障害当事者・関係者等の参画を得て、障害者の学びに関するテーマ(先進的な学習プログラムやICTを活用した学び、読書バリアフリーなど情報保障等)にて対話を行うフォーラムを開催する。

(2) 共生社会コンファレンス

障害者の学びの場の充実を目指し、障害者本人による学びの成果発表等や学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議を行う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国各地域ブロックで開催。来年度より、障害種別や実施主体別等のテーマ型コンファレンスも開催。

(3) アドバイザー派遣

全国における障害者の生涯学習の活動を支援するため、新たに取組を実施・検討しようとする団体等に対して、要請に応じて、障害者の生涯学習推進に関する様々な知見を有する人材をアドバイザーとして現地派遣等を行う。

普及・啓発

新たな課題と
テーマの発掘

ゴール

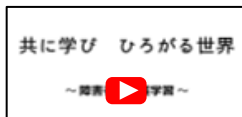
「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を実現する。

担当：男女共同参画共生社会学習・安全課

障害者の学びの実践紹介動画 共に学び広がる世界～障害者×生涯学習～



地域で障害者の生涯学習を実践する事例にスポットを当て、取組の様子を紹介。学びの場に参加する障害当事者へのインタビューから、“学び”によって広がる世界、障害者の生涯学習実践のヒントを凝縮



【掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843.htm

障害者の生涯学習啓発リーフレット【わかりやすい版】 だれでもいつでも学べる社会へ ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～



特別支援学校等の生徒を主な対象に想定したリーフレット。学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学びの場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけとして活用を期待。



【掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html

～重度重複障害者の生涯学習～ だれでも参加できる生涯学習の機会を作りませんか？



地域の生涯学習にかかわる地方公共団体、特別支援学校、NPO 法人、社会教育施設、障害福祉サービス事業所等の方々に向けて、本人や家族へのアンケート調査・ヒアリング調査、生涯学習活動提供団体へのヒアリング調査をもとに、重度重複障害のある方の学びの現状や生涯学習への期待、実際の取組事例を紹介。

【掲載URL】

https://www.mext.go.jp/content/20220608-mxt_kyousei01-01845_02.pdf

障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰事例集 & 事例発表動画



【令和4年度文部科学大臣表彰掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00086.html

・平成29年度から、毎年開催している「障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰」の被表彰者全件の取組概要を紹介した事例集が年度別にHPからダウンロード可。
・令和3年度、4年度は被表彰者のうち各4団体から、実践上の苦労や工夫、成果等を発表いただいた様子を動画で公開。



障害者の生涯学習支援入門ガイド事例集 共生社会のマナビ



地方自治体の社会教育や生涯学習の担当者、特別支援学校や大学などの学校教育の分野や障害福祉の分野で学びの場づくりに取り組みたいと考えている方に向けて企画・運営上、本当に知りたい内容を意識し、作成。

【掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843_00002.htm

障害者学習支援担当窓口一覧 (都道府県・指定都市)



障害者の生涯学習支援に関する担当窓口

男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室が所管（共管）又は窓口を務める法令

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (通称：読書バリアフリー法)【議員立法】

- ・ 施行日：令和元年6月28日
- ・ 共管省庁：文部科学省、厚生労働省
- ・ 目的：視覚障害者等の読書環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする。基本計画を策定し、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 基本計画（令和2年度～令和6年度）の策定
 - ✓ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催（第8回協議会：令和4年6月10日開催）
※構成メンバーは関係省庁等（厚生労働省、経済産業省、総務省、国立国会図書館）及び出版者、視覚障害者等の関係者

◆印の法律は、下記議員連盟の発案により成立。
障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟(超党派)
会長 衛藤晟一 議員



読書バリアフリー 啓発リーフレット で検索

◆障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)【議員立法】

- ・ 施行日：令和4年5月25日
- ・ 所管省庁：内閣府、厚生労働省
- ・ 目的：全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要。障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 第13条：教育、文化芸術、スポーツ、レクリエーション等の分野において情報を十分に取得利用・円滑な意思疎通を図ることができるよう、意思疎通支援を行う者の確保、養成等の必要な施策に取り組む。
 - ✓ 附帯決議：資格試験など、各種試験のバリアフリー化の促進。

意思疎通支援者養成先進事例：国立大学群馬大学
手話サポーター養成プロジェクト室の取り組みがある。手話通訳に関わる資格試験にチャレンジ可能な日本手話・手話通訳スキルの獲得、スキルを活かして教育場面を中心に現場での実践力を高める科目を展開。



※群馬大学HPから引用

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (通称：改正バリアフリー法)

- ・ 施行日：令和2年6月19日（一部令和3年4月1日）
- ・ 共管省庁等：国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省
- ・ 改正のポイント：
 - ✓ 心のバリアフリーの普及啓発の推進（令和2年6月19日施行）
 - ✓ (1) 国が定める「基本方針」の記載事項や市町村が策定する「移動等円滑化促進方針」及び「基本構想」の記載事項に心のバリアフリーに係る事項を追加。(2) 「基本構想」に盛り込むメニューとして「教育啓発特定事業」創設。(3) 「基本方針」「移動等円滑化促進方針」「教育啓発特定事業」について、国土交通省とともに教育を推進する主務大臣として、文部科学大臣を位置づけ。
 - ✓ 公立小中学校施設のバリアフリー化義務付け（令和3年4月1日施行）
- ・ 主な取組：
 - ✓ 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン作成検討委員会にオブザーバーとして参加。障害当事者等の参画による体験や交流を推進するために必要な取組方法を検証し、教育啓発特定事業の円滑な実施に向けたガイドラインを作成。（令和4年3月）

群馬大学 手話サポート で検索



※国土交通省HPから引用

国土交通省 教育啓発特定事業 で検索